別表（第九条関係）

一　級地別区分表

一級地に指定する地域	二級地に指定する地域	三級地に指定する地域
札幌市　仙台市　さいたま市　千葉市　東京都の区の存する地域　八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　小田原市　名古屋市　大津市　京都市　大阪市　堺市　神戸市　姫路市　岡山市　広島市　呉市　北九州市　福岡市	函館市　旭川市　釧路市　帯広市　青森市　盛岡市　秋田市　山形市　福島市　宇都宮市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　甲府市　長野市　松本市　岐阜市　静岡市　豊橋市　岡崎市　豊田市　津市　泉佐野市　奈良市　和歌山市　鳥取市　松江市　下関市　山口市　徳島市　松山市　高知市　飯塚市　田川市　福岡県糟屋郡須恵町　佐賀市　長崎市　佐世保市　熊本市　大分市　宮崎市　鹿児島市　那覇市	一級地及び二級地以外の市町村

二　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

第二条　更生保護委託費支弁基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補導援護費） **第三条**　法第八十五条第一項本文の規定によりとる措置のうち、次の各号に掲げるものに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十九円とする。 〔一～七　略〕 （更生保護施設の宿泊費） **第四条**　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。	（補導援護費） **第三条**　法第八十五条第一項本文の規定によりとる措置のうち、次の各号に掲げるものに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十六円とする。 〔一～七　同上〕 （更生保護施設の宿泊費） **第四条**　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
七五八円	七二二円	六八三円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二五円	一〇五円	六二円
二級地	二〇五円	九五円	五七円
三級地	一八四円	八五円	四九円

一級地	二級地	三級地
七四五円	七〇九円	六七一円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二一円	一〇三円	六一円
二級地	二〇二円	九四円	五六円
三級地	一八一円	八三円	四八円

別表（第九条関係）

一　級地別区分表

一級地に指定する地域	二級地に指定する地域	三級地に指定する地域
札幌市　仙台市　さいたま市　千葉市　東京都の区の存する地域　八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　小田原市　名古屋市　大津市　京都市　大阪市　堺市　神戸市　姫路市　岡山市　広島市　呉市　北九州市　福岡市	函館市　旭川市　釧路市　帯広市　青森市　盛岡市　秋田市　山形市　福島市　宇都宮市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　甲府市　長野市　松本市　岐阜市　静岡市　豊橋市　岡崎市　豊田市　津市　泉佐野市　奈良市　和歌山市　鳥取市　松江市　下関市　山口市　徳島市　松山市　高知市　飯塚市　福岡市　佐賀市　長崎市　佐世保市　熊本市　大分市　宮崎市　鹿児島市　那覇市	一級地及び二級地以外の市町村

二　〔同上〕